

管理者 古村久美子

林 住 期

みなさんは人生のどの時期を過ごしておられるでしょうか。私はインド（古代）で言う林住期という時期を過ごしています。古代インドでは人生を4つの時期に区切るという…。学生期で学び、家住期で働き家庭をつくり子どもを育て、人生のクライマックス・林住期（50才～75才）を迎える。そして最後に遊行期（75才～90才）。マヌ法典では林住期…人為のもの・文明的なものを捨て去り、家を離れ森の中に徐々に溶け込んでいく。遊行期…さらに身にある物を捨て去り無一物になり天涯孤独の身に戻るようにと教えています。五木寛之著の「林住期」では林住期を「子育てを終え、自分らしく人生を送ることを考える時期」と言っています。自分らしくとは、自分が本当にやりたかったことは何かを見つめなおすことでしょうか。50代を迎えた時にそのことを考え、何度かこの紙面に書いた「住まい」づくりをライフワークとしました。

地域包括ケアの中に住まいのあり方も含まれています。有料老人ホームばかりでなく、介護サービスと並んで高齢期の望ましい住まいを行政がバックアップしてくれる制度（要介護になっても住み続けられるように前もって環境が整備され人との関係が構築されている住まいに早めの住み替えが進むよう）ができるといいのと思うところです。

医療との連携・在宅重視がさらに叫ばれていますが、退院後、在宅に戻る先が在宅扱いの有料老人ホームでは、現状集団生活であり、お世話になるという気兼ねはぬぐえないように思います。介護があって安心かと思いますが、住み慣れた自宅のように行きません。

林住期を自分らしく暮らすには、自ら選択・決定する力をつけておくことが大事ではないでしょうか。やはり行き着く私の内なる声は「元気なうちに考える老後の住まい方」です。



新年度 平成26年度スタート！！消費税が8%に

～ 4月1日から介護保険サービスも報酬改定分が適応されます ～

平成26年4月1日から、消費税率が5%→8%に引き上げられました。これに伴い、介護サービス施設や事業所も物の仕入れなどに消費税がかかるため、消費税率の引き上げで介護保険サービス事業者にも実質的な負担が生じないよう、今回0.63%の介護報酬の引き上げが行われました。（介護保険のサービスに関しては、一律3%値上げではありません。）

改定で上がったものと、据え置かれたものがあります。これまでと同じサービスで超過してしまう方が出ないように、**区分支給限度額は上がりますが**、大分市では介護保険証に記載された数字の書き換えはしないそうです。施設入所者の**食費、居住費、利用者の負担限度額**などは据え置かれました。また、福祉用具の貸与や販売、住宅改修については、介護保険制度創設時から一律ではないため、値上げなどの対応が各事業者にかかされることになりました。各事業所に確認する必要があります。



平成 26 年度、医療保険の診療報酬は、消費税分の報酬改定以外にもいくつかの改定がおこなわれました。地域包括ケア病棟の新設など、その他にも**平均在院日数の短縮と在宅復帰率を重視**した国の姿勢に注目です。



地域包括ケア病棟とは？

地域(在宅)生活を前提として、急性期には短期間で重点的に必要な治療を行い、在宅復帰率 7 割以上とする病棟に「地域包括ケア病棟入院料」を算定することができるようになった。

急性期の受け入れ、病棟に専従の理学療法士などを配置して行う積極的なリハビリ(1日平均2単位以上)、専任の在宅復帰支援担当者などの要件を満たさなければならない。



平成 26 年度診療報酬改定の主に在宅医療と関連が深い項目を見て行きましたが、全体的に在宅医療の推進を強く求めた改定となっており、「**在宅が前提**」「**入院は、急性期治療のみ**」「**在宅での看取り**」など、医療費抑制の面から長期入院を嫌う国の姿勢が見てとれます。地域の受け皿が危惧されるどころです。



花咲く季節となりました。

(ブログより再掲)

~~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*

《スマイルゆいの新体制をご紹介します》

新しく入りました 介護支援専門員の



幸野 文恵

(この ふ み え) です。

スマイルゆいに、新人が入社いたしました。違った視点で業務の提案など、新たな風を吹き込んでくれています。今後ともスマイルゆいをよろしくお願いいたします。

今年介護支援専門員を取得し、初めて業務に就くことになりました。以前はデイサービスセンターの相談員をしていました。ご利用者様に寄り添った支援ができるよう努めて参ります。よろしくお願いいたします。

~~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*